

広島県告示第三百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、令和三年広島県告示第三百七十三号で認可した広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業） 広島公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十六年四月一日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

令和三年広島県告示第三百七十三号の事業地に、広島市安佐北区三入東一丁目、三入東二丁目、佐伯区五日市港一丁目を追加し、同告示の事業地のうち、中区吉島東一丁目、東区温品町、温品六丁目、南区出島四丁目、西区観音新町三丁目、観音新町四丁目、古江上二丁目、安佐南区相田一丁目、相田町、大塚西一丁目、伴中央六丁目、安佐北区可部町大字上原、可部東四丁目、安芸区矢野町、矢野東六丁目、瀬野南一丁目、佐伯区五日市町、五日市港二丁目において事業地を変更する。